

申請等の名称		標準処理期間	備考
薬局開設許可	新規申請	15日	<p>1 標準処理期間の算定の起算日は、申請の文書が提出先に到達した日の翌日からとする</p> <p>2 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は、含まない</p> <p>3 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等は、含まない</p>
	更新申請	10日	
薬局製造販売医薬品製造販売業許可	新規申請	15日	
	更新申請	10日	
薬局製造販売医薬品製造業許可	新規申請	15日	
	更新申請	10日	
薬局製造販売医薬品製造販売承認	申請	15日	
店舗販売業許可	新規申請	15日	
	更新申請	10日	
高度管理医療機器等販売業・貸与業許可	新規申請	15日	
	更新申請	10日	
毒物劇物販売業登録	新規申請	15日	
	更新申請	10日	
衛生検査所登録	新規申請	20日	
	登録変更申請	20日	